

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京 都 労 働 局 発 表
令和7年11月13日(木)
午前10時00分 解禁

担
当

労働基準部 賃金室
室 長 川部 竜喜
室長補佐 本間 徹
電話 075-241-3215

京都府丹後地区絹織物業最低工賃が改正されます ～平成26年以来、12年ぶりの改正～

京都労働局長（角南 巖）は、京都地方労働審議会に設置された京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会において審議を行ってきた「京都府丹後地区絹織物業最低工賃」について、所要の手続きを経て、以下のとおり改正いたします。

【今回の改正の主なポイント】

- ・「先染・帯」の最低工賃区分が「織機の種類」から「帯の丁数」に変更。
- ・「先染・帯」の枠組みを3区分設定するとともに、各区分における「丁数」の定義と解説を追記。
- ・発効日は「令和8年6月1日」。
- ・改正された最低工賃表は、【別添】リーフレットに掲載の工賃表のとおり。

京都府丹後地区絹織物業最低工賃改正

- 1 適用する家内労働者 京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市及び与謝郡をいう。）の区域内で絹織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、**10,000 越**につき、金額欄に掲げる金額

品目			織機の規格		品目の規格	金額
			織機の種類	開口装置	仕上げ幅	
後染	正絹無地ちりめん(平織)		小幅力織機	タペット	36センチメートル以上のもの	280 円
	正絹紋織物（もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。）			ドビー又はジャカード		380 円
先染	正絹着尺					2,000 円
	（無地物及び黒共帯を除く。）	帯（6 丁（※）以下）			2,000 円	
		帯（6 丁超え 9 丁未満）			2,000 円	
		帯（9 丁以上）		2,000 円		

※ 品目の帯欄に括弧書きされている丁数については、平均丁数を意味する。平均丁数とは、帯一本の織り上げにあたり、帯の紋柄、無地部分などを平均して杼（シャトル）が緯糸（よこいと）を何回打ち込んでいるかを表す。

平均丁数は、総紋紙枚数（総越数）を総地枚数（総地越数）で割ることにより算出される。

なお、総紋紙枚数（総越数）、総地枚数（総地越数）は、それを指すものであればその名称の如何を問わない。

また、総紋紙枚数（総越数）をはじめとする平均丁数を計算し得る情報は、委託者が家内労働者に織りを委託するにあたって必要となる帯設計図面に記載すべきものであるが、これには電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）に記録されているものも含む。

4 発効日 令和8年6月1日

お問合せ：京都労働局 賃金室 ☎075-241-3215 または京都府下各労働基準監督署

京都労働局



西陣織工業組合



丹後織物工業組合

京都府丹後地区絹織物業最低工賃

1 適用する家内労働者

京都府丹後地区（京丹後市、宮津市、舞鶴市、綾部市、福知山市、与謝郡をいう。）の区域内で絹織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^{こし}越につき、金額欄に掲げる金額

品目		織機の規格		品目の規格	金額
		織機の種類	開口装置	仕上げ幅	
後染	正絹無地ちりめん(平織)	小幅力織機	タペット	36センチメートル以上のもの	250円
	正絹紋織物（もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。）		ドビー又はジャカード		340円
先染	正絹着尺				小幅力織機 (両八丁以下)
	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	小幅力織機 (両十丁以上)		1,586円	
					2,000円

4 効力発生の日 平成 26 年 10 月 1 日